

長野県からの重要なお知らせ

2050 ZERO CARBON NAGANO
2050ゼロカーボンを目指す長野県のエンボスマークです

令和9年4月から 改正長野県地球温暖化対策条例が 施行されます

長野県で**建築物**を**新築・改築**する場合は
必ずご確認ください

条例改正のポイント

☑ POINT 1

新築住宅の
適合義務基準を
現行誘導基準
(ZEH水準)
に引き上げます!

令和10年4月1日施行

☑ POINT 2

延べ面積が
300m²以上の
新築建築物には
再エネ設備設置が
必要です!

令和10年4月1日施行

☑ POINT 3

設計者から
建築主への
省エネ性能等の説明と
特定行政庁へ報告が
必要です!

令和9年4月1日施行

※POINT 1については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第2項に基づく委任条例による規定であるため、**建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定**となりますのでご注意ください。

※住宅には、一戸建ての住宅、併用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍が含まれます。

制度の詳細は長野県ホームページをご確認ください。



お問い合わせ先

◆ZEH水準適合義務、説明・報告義務に関すること
長野県建設部建築住宅課

TEL026-235-7319

◆再エネ設備設置義務に関すること
長野県環境部ゼロカーボン推進課

TEL026-235-7022